

日の出町地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

令和7年3月

目 次

	頁
1. 計画策定の背景	1
1－1 地球温暖化について	1
1－2 国際社会の動向	3
1－3 国内の動向	3
2. 計画策定の目的等	4
2－1 計画の目的	4
2－2 上位計画及び関連計画との位置付け	4
2－3 計画の期間	5
2－4 計画の対象範囲	5
3. 町の事務事業による温室効果ガス排出状況	10
3－1 温室効果ガス排出量の算定方法	10
3－2 現在の温室効果ガス排出量	11
4. 温室効果ガス排出削減目標	12
5. 目標達成のための取組	13
5－1 温室効果ガス排出量削減の取組（共通事項）	13
5－2 その他の取組（間接的取組）	15
6. 計画の推進と進捗管理及び公表	18
6－1 計画の推進と進捗管理	18
6－2 点検・評価	18
6－3 公表	19
6－4 計画の適用	19
巻末資料1＜各施設の排出量（2023年度）＞	20
巻末資料2＜施設種別ごとの取組内容＞	25
日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）庁内検討会設置規程	38
日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）庁内検討会名簿	40

1. 計画策定の背景

1-1 地球温暖化について

地球温暖化とは、地球の年平均気温が長期的に上昇する現象のことです。2021 年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが示されました。

温室効果ガスは、太陽からの熱を吸収し、地球の表面に熱を閉じ込める効果があるため、これらのガスが過剰に増えると、地球の気温が上昇し気候変動を引き起こします。

地球温暖化の影響としては、以下のようなものがあります：

- 異常気象の頻発（例えば、熱波や豪雨）
- 海面上昇による沿岸地域の浸水
- 生態系の変化とそれに伴う生物の絶滅リスク
- 農作物の収穫量の減少

気象庁では、日本の各地域における気候の変化を公表しており、東京都（千代田区）の年平均気温は、100 年あたり 2.5℃上昇しているとされています。また、将来的には、年平均気温の上昇のほか、豪雨の発生や猛暑日、雨の降らない日が増加することが予測されています（図1-1）。

このことにより、産業や生態系など幅広い分野への影響や、健康被害の増大、自然災害の増加、水不足などのリスクの増加が懸念されています。



図1-1 東京都の気候変動の予測

出典）東京都の気候変動「日本の気候変動2020」（文部科学省・気象庁）に基づく地域の観測・予測情報リーフレット（東京管区気象台）

1－2 国際社会の動向

地球温暖化対策に関する国際社会の主要な動向を以下に紹介します。

パリ協定

2015 年に採択されたパリ協定は、地球温暖化対策の国際的な枠組みです。協定の目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をすることが掲げられています。各国は自主的に温室効果ガスの削減目標を設定し、その達成に向けた行動を 5 年ごとに報告しています。

国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）

毎年開催される COP（Conference of the Parties）は、気候変動に関する国際会議であり、各国が集まり地球温暖化対策について議論します。2023 年に開催された COP28 では、パリ協定の実施状況を評価する「グローバル・ストックテイク」が行われ、2030 年までに温室効果ガスの排出量を 43%削減する必要があることが強調されました。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、最新の科学的知見を取りまとめた報告書を定期的に発表しています。第 6 次評価報告書では、地球温暖化を 1.5℃に抑えるためには、大幅で急速かつ継続的な排出削減が必要であると指摘されています。

1－3 国内の動向

日本は「2050 年カーボンニュートラル」を目指しており、温室効果ガスの排出削減に向けた具体的な政策を実施しています。2021 年には、2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 46%削減する目標を掲げました。これに向けて、再生可能エネルギーの導入拡大やエネルギー効率の向上、電気自動車の普及などが進められています。

また、東京都は「ゼロエミッション東京」を目指し、2030 年までに温室効果ガス排出量を 2000 年比で 50%削減する「カーボンハーフ」の実現を目指しています。具体的な取り組みとしては、以下のようなものがあります：

- ・ゼロエミッション都庁行動計画：都庁自らが率先して温室効果ガスの削減を進める計画で、再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギーの推進が含まれます。
- ・再生可能エネルギーの利用拡大：2030 年までに東京都の消費電力に占める再生可能エネルギーの割合を 50%程度に高めることを目指しています。
- ・建物の省エネ性能の強化：既存建物の省エネ性能を強化し、再生可能エネルギーの導入を進める制度の強化が行われています。

2. 計画策定の目的等

2-1 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量を削減することを目的として策定するものです。

本計画は、町の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を削減するとともに、町民・事業者の自主的かつ積極的な温室効果ガス排出削減のための行動を促すことを目的としています。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2-2 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画の位置付けは図2-1に示すとおりです。

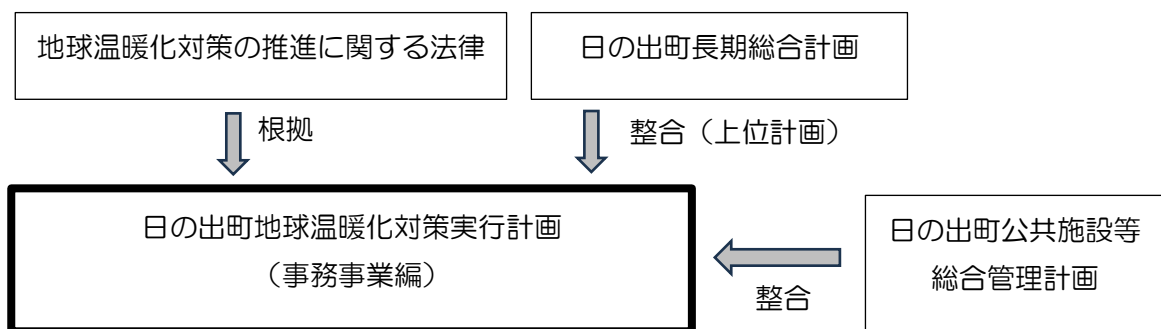


図2-1 本計画の位置付け

2-3 計画の期間

令和7（2025）年度から令和12（2030）年度の6年間を計画期間とします。

なお、進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行います。

2-4 計画の対象範囲

(1) 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温対法で対象としている7種類（表2-1 参照）のうち、二酸化炭素の1種とします。これは、町の事務・事業において排出されている温室効果ガスの多くが二酸化炭素であるためです。なお、今後の計画見直しに併せて、温室効果ガスの範囲拡大を検討します。

表2-1 温対法で対象とする温室効果ガス

温室効果ガス	主な用途・排出源	地球温暖化係数※
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼	1
メタン（CH ₄ ）	燃料の燃焼・廃棄物の埋め立て	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼	298
ハイドロフルオロカーボン類（HFC）	エアコンや冷蔵庫の冷媒	12～14,800
パーフルオロカーボン類（PFC）	半導体等の製造など	7,390～17,340
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気絶縁ガスなど	22,800
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体等の製造など	17,200

※ 地球温暖化係数とは、温室効果ガスの温室効果の強さがその種類によって異なっていることを踏まえ、二酸化炭素を1として、各温室効果ガスの温室効果の強さを相対的に数値化したものです。各温室効果ガスの地球温暖化係数は、温対法施行令第4条において定められています。

(2) 対象とする施設

本計画の対象範囲は、町が実施するすべての事務・事業とします。温室効果ガスの排出量の把握や削減の取組の対象となる施設を表2-2に示します。

なお、今後、施設に変更等があった場合は、適宜対象施設を見直すこととします。

表2-2(1) 対象施設

所管部署	施設名
いきいき健康課	平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター
	大久野老人福祉センター
	本宿老人福祉センター
	大久野健康いきいきセンター
	シルバー人材センター
まちづくり課	公営住宅
	語らいとふれあい広場
	野鳥の森自然公園管理施設
	日の出団地 1-4 号公園
	三吉野桜木東公園
	下原第1号公園
	下原第2号公園
	三吉野桜木中央公園
	三吉野工業団地緑地
	欠上公園
	坂本公園
	欠下1号公園
	欠下2号公園
	落合公園
	宿上公園
	三吉野2号公園
	三吉野3号公園
	三吉野4号公園
	三吉野5号公園
	マンホールポンプ

(次ページへ続く)

表2-2(2) 対象施設

課名	施設名
産業観光課	つるつる温泉センター
	東雲山荘
	日の出山荘
	肝要の里
	自然休養村さかな園
	ふれあい農産物直売所
	ひのでグリーンプラザ
	玉の内ふれあい農園
	商工振興ひろばトイレ
生活安全安心課	谷ノ入会館
	第2自治会館
	三和会館
	第4自治会館
	第4自治会中野会館
	第5自治会館
	第6自治会館
	第7自治会館
	第8自治会館
	三吉野会館
	下平井会館
	落合会館
	萱窪会館
	羽生会館
	幸神会館
	新井倶楽部
	岩井会館
	細尾会館
	報徳会館
	長井会館
	水口会館
	坊平会館

(次ページへ続く)

表2-2(3) 対象施設

課名	施設名
生活安全安心課	北原会館
	坂本倶楽部
	玉の内会館
	日の出団地自治会館
	第27自治会館
	第28自治会館
	日の出団地多目的施設
	本部分団詰所
	第1分団第1部詰所
	第1分団第2部詰所
	第1分団第3部詰所
	第2分団第1部詰所
	第2分団第2部詰所
	第2分団第3部詰所
	第3分団第1部詰所
	第3分団第2部詰所
	第3分団第3部詰所
	第4分団詰所
	新井防災備蓄庫
	平井防災備蓄庫
	玉の内防災備蓄庫
	旧3-4詰所
	旧4-1詰所
	防犯カメラ
総務課	庁舎
	教育センター
	保健センター
	図書館
	公用車・コミュニティバス等

(次ページへ続く)

表2-2(4) 対象施設

課名	施設名
建設課	街路灯
学校給食センター	学校給食センター
学校教育課	大久野小学校
	平井小学校
	本宿小学校
	大久野中学校
	平井中学校
福祉課	児童館
	日の出町ユートピアサンホーム
	日の出町ユートピアひまわりホーム
	社会福祉協議会事務所
	児童遊園
文化スポーツ課	本宿地区学習等供用施設
	やまびこホール
	町民グラウンド
	スポーツパーク
	谷戸沢施設

3. 町の事務事業による温室効果ガス排出状況

3-1 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量は、町の事務・事業で使用した電気、燃料（LP ガス、灯油、ガソリン等）の使用量に排出係数を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を算定します。主な活動別の排出係数は表3-1のとおりです。

なお、排出量の単位である「kg-CO₂」は、温室効果ガスの排出・吸収・貯蔵等の量を、相当する温室効果を有する二酸化炭素の重量に換算した単位です。

表3-1 主な活動種別二酸化炭素排出係数

活動の種別	二酸化炭素排出係数
電気の使用	0.457 kg-CO ₂ /kWh ※
LP ガスの使用	3.00 kg-CO ₂ /kg
灯油の使用	2.49 kg-CO ₂ /ℓ
ガソリンの使用	2.32 kg-CO ₂ /ℓ
軽油の使用	2.58 kg-CO ₂ /ℓ
A 重油	2.71 kg-CO ₂ /ℓ
B・C 重油	3.00 kg-CO ₂ /ℓ

※ 電気の使用に係る二酸化炭素排出係数は、電気事業者や年度によって変動します。
表中の二酸化炭素排出係数は、令和5年度の排出量の算定に用いた温対法施行令第3条第1項の規定に基づく電気事業者の排出係数（令和6年提出用 東京電力エナジーパートナー（株））を示しています。

3-2 現在の温室効果ガス排出量

令和5（2023）年度の町の電気、燃料使用量から算定した温室効果ガス排出量を表3-2に示します。また、電力や燃料別の排出量を図3-1に示します。

また、巻末資料1に各施設の排出量を示します。

表3-2 温室効果ガス排出量

分類	令和5年度	
	CO ₂ 排出量	割合
電力由来のCO ₂ 排出	1438.8 t	63.4%
燃料由来のCO ₂ 排出	831.9 t	36.6%
合計	2270.7 t	—

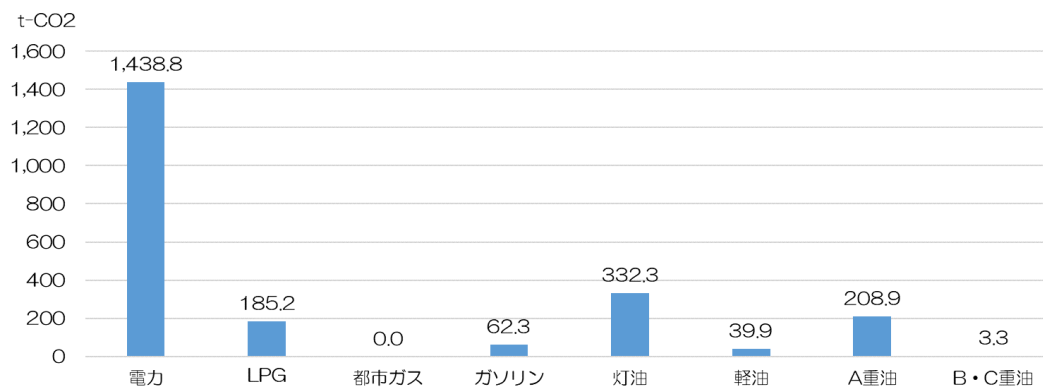


図3-1 電力、燃料別のCO₂ 排出量

4. 温室効果ガス排出削減目標

日の出町は、2050年カーボンニュートラルの達成を目指し、令和12（2030）年度までに、町の事務・事業で排出する温室効果ガスを、令和5（2023）年度比で26%削減することを目指します。

目標
町施設から排出される温室効果ガスについて、 令和12（2030）年度までに令和5（2023）年度比26%削減します

表4-1 温室効果ガス排出量の削減目標

取組	令和5年度排出量 (単位：t-CO ₂)	目標値	令和12年度排出量 (単位：t-CO ₂)
二酸化炭素総排出量の削減	2270.7	△ 26%	1682.0

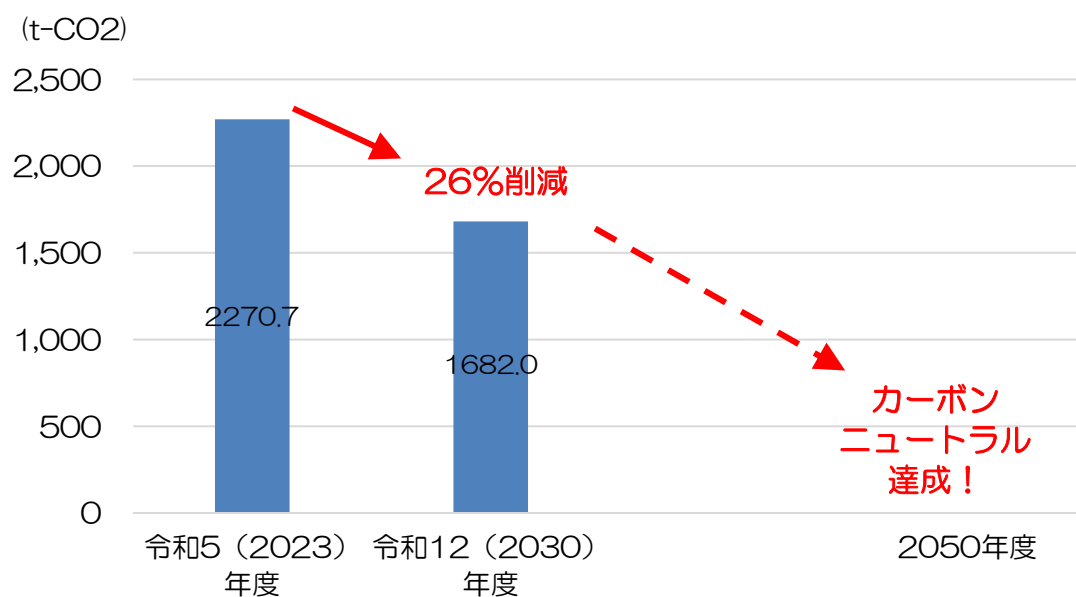


図4-1 温室効果ガス排出量の削減目標

5. 目標達成のための取組

5-1 温室効果ガス排出量削減の取組（共通事項）

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向け、全ての施設で以下の取組を行います。
また、施設の種別ごとの取組は巻末資料2に整理しています。

(1) 省エネルギーの推進

①電気の有効利用及び電気使用量の削減

ア) 事務機器

- ・パソコンやプリンター等の事務機器は、退庁時や外出、会議等で長時間使用しない場合は電源を切ります。
- ・パソコンは、業務に支障がない範囲で省電力の設定で使します。
- ・パソコンやプリンター、複合機等の事務機器の集約化に努め、効率的な台数の配置を検討します。
- ・事務機器の導入時には、エネルギー消費効率も含めて導入機器を検討します。

イ) 照明

- ・昼休みや夜間は、窓口業務等の業務に必要な場所を除き、不要な照明は消灯します。また、日中についても執務や施設運営に支障がなく、安全衛生上も支障がない場合は、消灯または間引き消灯などを行います。
- ・施設内の常時使用しない場所（会議室、給湯室、倉庫等）の照明は、利用時のみ点灯します。
- ・施設運営上及び安全上支障がない場合は、廊下・階段等の照明は消灯します。
- ・照明機器は、定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めます。
- ・施設の新設・改修にあたっては、LED等の高効率な照明を導入します。

ウ) 空調機器

- ・エアコンは、適切な温度に設定します。
- ・クールビズ、ウォームビズ及び軽装勤務を推進します。
- ・季節に応じてカーテンやブラインドを活用し、送風機等を併用するなどして冷暖房の効率向上に努めます。また、日よけ対策を推進します。
- ・使用していない場所での空調機器の使用は控えます。
- ・空調機器は、定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めます。
- ・空調機器の新設・改修にあたっては、省エネルギー設備の導入に努めます。

エ) その他

- ・コージェネレーションシステムや深夜電力の活用等、エネルギー利用の合理化に

努めます。

- ・職員は、エレベーターを原則使用しないこととし、階段を利用します。
- ・その他の電力を使用する機器・設備は定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めます。
- ・設備の新設・改修・更新時には、必要な能力を確保しつつ、消費電力が小さい機器を導入するよう努めます。

②燃料の有効利用及び燃料使用量の削減

ア) 公用車・コミュニティバス等

- ・公用車やバス等の運転にあたっては、エコドライブを徹底します。
- ・公用車の使用にあたっては、用途に応じた適切な車両を選定します。
- ・公用車の使用にあたっては、低燃費車を優先的に使用します。
- ・公用車の使用にあたっては、事前に行程を確認する、又はカーナビゲーションを利用するなどを徹底し、効率的なルートの利用に努めます。
- ・出張・移動の際は、公共交通機関の利用や相乗りするなどして公用車の使用抑制に努めます。
- ・公用車の新規導入・更新にあたっては、環境への負荷が少ない電気自動車やハイブリッド自動車など、次世代自動車の導入に努めます。用途に応じた適切な車両を選定したうえで、低燃費車の導入に努めます。
- ・タイヤの空気圧のチェック等、車両の適切な点検整備を行います。

イ) 給湯・ボイラー等の設備

- ・設備は、定期的な点検や整備を実施し、適切な維持・管理に努めます。
- ・設備の新設・改修・更新時には、必要な能力を確保しつつ、燃料消費量が少ない機器を導入するよう努めます。

③その他の省エネの取組

- ・建築物の新設・改修の際は、設計段階から ZEB 化(ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented) の検討を行う。
- ・建築物の改修時は、複層ガラスの導入や断熱材の使用等、外皮断熱の強化を検討し、建築物の省エネ性能の向上を図る。

(2) 再生可能エネルギーの活用の推進

①再生可能エネルギーの導入

- ・施設内の屋上や未利用地等について、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーシステムが導入できるか検討します。
- ・施設の新設・改修にあたっては、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの

システム導入等に努めます。

②再生可能エネルギーの利用

- ・電力会社の選定にあたっては、できる限り再生可能エネルギーを利用した排出係数の低い電力を選択します。

(3) その他

- ・月別のエネルギー使用量の把握、省エネ診断の受診等、温室効果ガス排出量削減のための情報収集に努めます。
- ・職員に、本計画を周知するとともに、地球温暖化対策の理解を深めるよう意識啓発を行います。
- ・毎年度、「日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）庁内検討会」を開催し、温室効果ガス排出量の削減に必要な事項の進捗状況の評価を行います。

5-2 その他の取組（間接的取組）

以下の取組は、町の事務・事業による温室効果ガス排出量の削減に直接的に寄与するものではありませんが、省資源等の取組の一環として、今後も取り組んでいきます。

(1) 水資源の有効利用及び水使用量の削減

①節水の励行

- ・水道の蛇口はこまめに閉じ節水に努めます。

②節水型機器の導入

- ・公共施設の水栓に節水コマなどの節水器具の導入に努めます。
- ・施設の新設改修時を含め、トイレに節水型フラッシュバルブや流水音発生装置などの設置に努めます。

③雨水の有効利用

- ・施設の新設・改修にあたっては、散水やトイレ用水などへ雨水を利用するため、雨水貯留槽等の導入に努めます。

(2) 紙資源の有効活用及び紙使用量の削減

①用紙類の合理的使用

- ・共有ファイルなどを活用し、職場内の資料を電子化、共有化します。
- ・連絡事項などは、電子メールや庁内 LAN を活用し、紙の使用を抑制します。
- ・会議等の資料は極力電子化し、紙での印刷は最小限とします。
- ・コピーや印刷は、両面コピーや裏紙（ミスコピー）への印刷を徹底するとともに、

縮小コピーを行うなど印刷方法を工夫します。

- ・コピー使用前及び使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防ぎます。
- ・受け取った封筒は、役場内の資料送付用などに有効利用します。
- ・会議などでは PC やプロジェクター等を活用し、資料の枚数や部数についても出席人数等を精査・把握し、必要最小限とします。
- ・冊子、パンフレット、ポスター、報告書等を印刷する際には、必要性、発行回数、発行部数、ページ数を精査し、必要最小限とします。
- ・会議では、資料入れ封筒の使用を控えます。

②環境に配慮した紙製品の購入

- ・名刺や報告書、パンフレット、ポスター等については、グリーン購入法に基づき、より総合評価値が高い用紙を使用します。
- ・印刷物の作成にあたっては、再生紙を使用していることを表示します。
- ・コピー用紙の使用量の把握・管理に努め、必要量を購入します。
- ・コピー用紙は、グリーン購入法に基づき、総合評価値 80 以上の製品を購入します。
- ・トイレットペーパーは、古紙配合率 100%の製品を購入します。

(3) 廃棄物の抑制・リサイクルの推進

①減量化の推進

- ・施設から出るごみの分別を徹底し、ごみの減量化に努めます。
- ・容器や包装紙などは、すぐに廃棄物として処分せず、再利用に努めます。
- ・シュレッダーの利用は、個人情報を含む文書などに限定します。
- ・物品を購入する際、 unnecessary 包装箱などは可能な限り納入業者に持ち帰ってもらいます。
- ・資料やカタログは、無料提供であっても必要なもの以外は受け取りません。
- ・紙コップや割り箸など、使い捨て製品の購入及び使用を自粛します。
- ・過剰包装やトレイに入った商品は避け、簡易包装された物品の購入に努めます。
- ・シュレッダー機器の購入・更新にあたっては、シュレッダーダストのリサイクルを見据えた機器を選定します。
- ・施設の維持管理に伴い排出される樹木の剪定枝の再資源化等を検討します。

②リサイクルの推進

- ・資源回収品目を以下の 8 品目とし、確実に分別回収します。

- | | | | |
|-------|--------|---------|-------|
| ①新聞紙 | ②コピー用紙 | ③雑紙 | ④段ボール |
| ⑤空きビン | ⑥空きカン | ⑦ペットボトル | ⑧小型家電 |

③公共事業における環境配慮

- ・施工にあたっては、建設副産物の発生を抑制する工法や資材の採用に努めます。

- ・施工にあたっては、再生資材の利用促進、建設副産物の有効利用に努めます。
- ・自然環境や生態系など周辺環境に配慮した工事を行います。
- ・工事車両等からの温室効果ガスの抑制に努めます。
- ・現場内で活用・処理できない建設廃棄物については、他の公共事業と情報交換や調整を行い、工事間での建設廃棄物の再利用に努めます。

④イベント事業における環境配慮

- ・発動発電機等の使用は高効率の機器を使用し、温室効果ガスの抑制に努めます。
- ・騒音、振動、照明、臭気等が発生する催しものを計画する場合には、会場周辺の環境に与える影響に十分配慮します。

(4) グリーン購入の推進

- ・事務用品や事務機器は、環境ラベリング商品（エコマーク・グリーンマーク等）を積極的に購入・使用します。
- ・再利用が可能な物品・長期使用が可能な物品の購入に努めるとともに、故障や不具合の際には可能な限り修繕し、長期使用します。
- ・プラスチック製品の購入にあたっては、可能な限りプラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を購入します。
- ・遊休物品については、庁内掲示板等の活用により有効利用に努めます。
- ・詰め替え可能な製品（文具・洗剤等）を使用します。
- ・建設資材等は、多摩産材を使用した原材料の選択を推進します。

(5) 職員の意識啓発

①環境に配慮した行動

- ・取引事業者に対して、環境意識の啓発に努めるとともに、本計画に基づいた取り組みの実践を求めます。
- ・職員は地域の環境保全活動や地域清掃等へ積極的に参加するとともに、各職場の長は職員の参加を積極的に奨励します。
- ・自動車の利用に際しては、相乗り等を心がけ、自動車利用の適正利用に努めます。
- ・近場へは徒歩で向かい、自動車利用の抑制に努めます。

②環境情報の提供

- ・環境負荷低減及び地球温暖化対策等に関する知識や情報の提供を行います。
- ・環境に関する研修や講演会、シンポジウムなどの開催情報を積極的に提供します。
- ・環境に関する情報を積極的に町民及び事業者提供します。

6. 計画の推進と進捗管理及び公表

6-1 計画の推進と進捗管理

(1) 計画推進の基幹原則

- PDCA サイクル（Plan=計画、Do=実施、Check=点検、Action=見直し）により計画の継続的改善を行いつつ推進します。

(2) 推進・進捗管理体制

- 日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）庁内検討会（以下、検討会という）を組織する。
会長は生活安全安心課長、副会長は委員のうちから会長が指名した者とする。
- 検討会委員：関係各課の課長及び係長
- 検討会事務局：生活安全安心課 環境リサイクル係

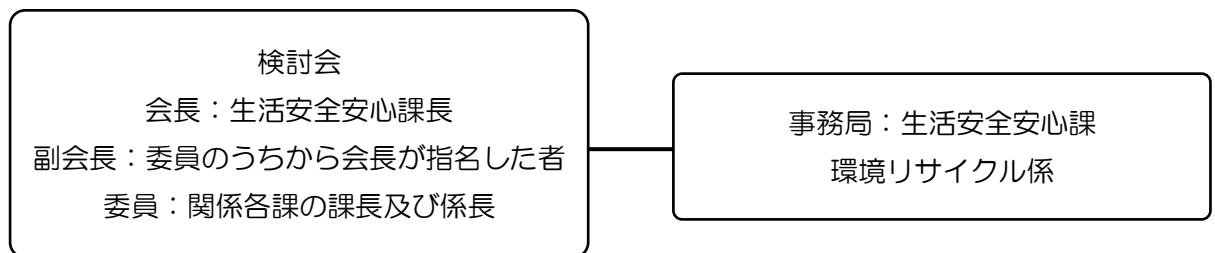


図6-1 計画の推進及び進捗管理体制

(3) 職務

- 検討会：計画の策定・改定・推進・点検・評価
- 検討会事務局：計画の取りまとめ、職員の啓発の実施、その他検討会の事務に関すること

6-2 点検・評価

- 事務局は、各課の協力を得て前年度の温室効果ガス排出量の算定を行い、計画の実施状況や課題などを調査・整理し、検討会へ報告します。
- 検討会は、報告を基に温室効果ガス排出量や計画の実施状況、課題などを総合的に点検・評価し、本計画の実施に伴う問題・課題及び改善提案等を整理し、町長・副町長へ報告します。

6-3 公表

- ・温対法第21条第8項及び第10項において、策定時並びに毎年一回、実行計画に基づく取り組みの実施状況（温室効果ガス排出量を含む。）を公表することが義務付けられています。これに基づき、本計画の内容や取り組みの実施状況、温室効果ガスの総排出量等を公表します。
- ・公表内容：計画内容、取り組みの実施状況、温室効果ガスの排出量等
- ・公表方法：町のHP、町の環境に関する報告書等

6-4 計画の適用

この計画は、令和7年度から適用します。

巻末資料 1

<各施設の排出量（2023 年度）>

施設名	電力由来 排出量 (t-CO ₂)	燃料由来 排出量 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
平井・生涯青春ふれあい総合福祉センター	29.9	39.4	69.4
大久野老人福祉センター	19.1	4.9	24.0
本宿老人福祉センター	18.6	25.2	43.8
大久野健康いきいきセンター	19.1	22.0	41.0
シルバー人材センター	5.6	0.2	5.8
公営住宅	0.6	0.0	0.6
語らいとふれあい広場	1.1	0.0	1.1
野鳥の森自然公園管理施設	1.2	0.5	1.7
日の出団地 1-4 号公園	0.0	0.0	0.0
三吉野桜木東公園	0.3	0.0	0.3
下原第 1 号公園	0.0	0.0	0.0
下原第 2 号公園	1.0	0.0	1.0
三吉野桜木中央公園	1.3	0.0	1.3
三吉野工業団地緑地	2.3	0.0	2.3
欠上公園	0.4	0.0	0.4
坂本公園	0.0	0.0	0.0
欠下 1 号公園	0.3	0.0	0.3
欠下 2 号公園	1.6	0.0	1.6
落合公園	0.0	0.0	0.0
宿上公園	0.0	0.0	0.0
三吉野 2 号公園	0.0	0.0	0.0
三吉野 3 号公園	0.0	0.0	0.0
三吉野 4 号公園	0.0	0.0	0.0
三吉野 5 号公園	0.0	0.0	0.0
マンホールポンプ 1-12	1.5	0.0	1.5
マンホールポンプ 13-24	0.9	0.0	0.9
マンホールポンプ 25-36	1.4	0.0	1.4
マンホールポンプ 37-40	2.5	0.0	2.5
つるつる温泉センター	309.8	371.5	681.3
東雲山荘	0.4	0.0	0.4
日の出山荘	6.2	0.0	6.3

施設名	電力由来 排出量 (t-CO ₂)	燃料由来 排出量 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
肝要の里	27.5	3.9	31.4
自然休養村さかな園	21.5	17.5	38.9
ふれあい農作物直売所	17.0	0.7	17.6
ひのでグリーンプラザ	24.0	0.0	24.1
玉の内ふれあい農園	0.0	0.0	0.0
商工振興ひろばトイレ	4.1	0.0	4.1
谷ノ入会館	0.5	0.1	0.6
第2自治会館	0.7	0.1	0.8
三和会館	0.8	0.1	0.9
第4自治会館	0.7	0.1	0.9
第4自治会中野会館	0.4	0.0	0.4
第5自治会館	0.0	0.0	0.0
第6自治会館	1.9	0.1	2.0
第7自治会館	0.9	0.2	1.1
第8自治会館	0.0	0.0	0.0
三吉野会館	1.0	0.1	1.2
下平井会館	2.1	0.3	2.4
落合会館	0.9	0.1	1.0
萱窪会館	1.0	0.1	1.1
羽生会館	0.8	0.2	1.0
幸神会館	1.1	0.2	1.3
新井倶楽部	1.0	0.1	1.1
岩井会館	0.3	0.1	0.4
細尾会館	0.4	0.1	0.5
報徳会館	1.8	0.1	1.9
長井会館	0.3	0.1	0.4
水口会館	0.3	0.1	0.4
防平会館	0.4	0.1	0.6
北原会館	0.4	0.2	0.5
坂本倶楽部	0.4	0.1	0.5
玉の内会館	2.0	0.1	2.1

施設名	電力由来 排出量 (t-CO ₂)	燃料由来 排出量 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
日の出団地自治会館	2.2	0.3	2.5
第 27 自治会館	0.5	0.1	0.6
第 28 自治会館	1.2	0.1	1.4
日の出団地多目的施設	1.0	0.0	1.0
本部分団詰所	0.0	0.2	0.2
第 1 分団第 1 部詰所	0.9	0.1	1.0
第 1 分団第 2 部詰所	1.8	0.6	2.4
第 1 分団第 3 部詰所	0.7	0.2	0.9
第 2 分団第 1 部詰所	0.7	0.1	0.8
第 2 分団第 2 部詰所	0.5	0.2	0.7
第 2 分団第 3 部詰所	0.8	0.0	0.8
第 3 分団第 1 部詰所	0.8	0.1	0.9
第 3 分団第 2 部詰所	0.2	0.2	0.4
第 3 分団第 3 部詰所	0.8	0.0	0.8
第 4 分団詰所	1.1	0.2	1.3
新井防災備蓄庫	0.0	0.0	0.0
平井防災備蓄庫	0.0	0.0	0.0
玉の内防災備蓄庫	0.0	0.0	0.0
旧 3-4 詰所	0.0	0.0	0.0
旧 4-1 詰所	0.0	0.0	0.0
防犯カメラ	0.0	0.0	0.0
欠下 1 号公園（生活安全安心課臨時照明）	0.0	0.0	0.0
庁舎（教育センター・保健センター・図書館及び公用車等含む）	329.0	99.9	428.9
街路灯	114.6	0.0	114.6
学校給食センター	31.3	146.0	177.2
大久野小学校	60.7	19.6	80.3
平井小学校	67.9	32.1	100.1
本宿小学校	62.8	10.9	73.7
大久野中学校	65.7	27.4	93.1
平井中学校	82.4	1.2	83.6
児童館	21.7	1.7	23.4

施設名	電力由来 排出量 (t-CO ₂)	燃料由来 排出量 (t-CO ₂)	合計 (t-CO ₂)
日の出町ユートピアサンホーム	9.6	0.5	10.2
日の出町ユートピアひまわりホーム	7.3	0.5	7.8
社会福祉協議会事務所	6.5	0.2	6.7
児童遊園	0.4	0.0	0.4
本宿地区学習等供用施設	3.2	0.0	3.2
やまびこホール	16.5	0.0	16.6
町民グラウンド	3.4	0.0	3.4
スポーツパーク	0.4	0.0	0.4
谷戸沢施設	1.5	0.0	1.5
その他（倉庫・イベント）	0.9	0.5	1.4
合計	1,438.8	831.9	2270.7

※小数点以下第 2 位を四捨五入しているため内訳の合計は必ずしも一致しない。

巻末資料 2

＜施設種別ごとの取組内容＞

行政系施設（庁舎・保健センター・教育センター・消防施設）

主要設備	照明、空調、給湯、事務機器、公用車・バス等
日常の取組	
照明	・不要時、不在時の消灯（窓口業務等の必要箇所は除く） ・照度計測、照明の間引き
空調	・設定温度の適正化 ・室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・室外機の日射遮蔽 ・不要時、不在場所の停止 ・カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
事務機器	・パソコン、プリンター等の不要時の電源 OFF ・台数、配置の効率化
公用車・バス等	・定期点検の実施 ・運転経路の見直し（経路の短縮） ・エコドライブの実施 ・公共交通機関の利用、乗り合わせ等による車両使用の削減
設備の改修・更新時の取組	
照明	・LED 照明の導入 ・人感センサー照明の導入の検討
空調	・高効率機器への更新の検討 ・室外機の吸込み温度低下（他空調の排気の影響を受けている場合） ・ファン、ポンプのインバータ化 ・全熱交換器の導入の検討 ・二重窓、遮熱シート導入による窓の断熱化 ・地中熱空調の導入の検討
給湯	・高効率給湯器導入の検討
事務機器	・高効率機器への更新 ・台数、配置の効率化
公用車・バス等	・HV、EV 等の次世代自動車の導入
その他	・変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・屋上、空地等への再生可能エネルギー設備の導入の検討 ・エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・省エネ診断の受診の検討
教育	・新規職員等への省エネ教育の実施の検討 ・利用者への省エネ対策の呼びかけ
その他	・日よけ対策の実施 ・太陽光発電システムによる発電電力の自家使用の検討 ・環境マネジメントシステムの導入による第三者認証の取得の検討 ・建て替え時は ZEB 認証等を取得する設計を検討

※消防施設においては、設備が異なるため表の中から実施可能な取組を行う。

学校教育施設（小学校、中学校）

主要設備	照明、空調、給湯、事務機器
日常の取組	
照明	・ 不要時、不在時の消灯 ・ 照度計測、照明の間引き
空調	・ 設定温度の適正化 ・ 室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・ 室外機の日射遮蔽 ・ 不要時、不在場所の停止 ・ カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・ 外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
ボイラー	・ 待機時間の短縮 ・ ボイラー運転台数の効率化（低負荷時の停止） ・ 過熱器蒸気温度の低減 ・ 給水予熱の熱交換機清掃 ・ バーナーの点火率向上 ・ バーナーチップの清掃/交換による燃料消費量の削減の検討
事務機器	・ パソコン、プリンター等の不要時の電源 OFF ・ 台数、配置の効率化
設備の改修・更新時の取組	
照明	・ LED 照明の導入 ・ 人感センサー照明の導入の検討
空調	・ 高効率機器への更新の検討 ・ 室外機の吸込み温度低下（他空調の排気の影響を受けている場合） ・ ファン、ポンプのインバータ化 ・ 全熱交換器の導入の検討 ・ 二重窓、遮熱シート導入による窓の断熱化 ・ 地中熱空調の導入の検討
給湯	・ 高効率給湯器導入の検討
ボイラー	・ 高効率ボイラー、エコキュート、バイオマスボイラーへの更新 ・ 発生ドレンの回収、再利用設備の導入の検討 ・ 蒸気配管の断熱 ・ 廃熱回収、再利用設備の導入の検討
事務機器	・ 高効率機器への更新 ・ 台数、配置の効率化
その他	・ 変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・ 屋上、空地等への再生可能エネルギー設備の導入の検討 ・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・ 月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・ 省エネ診断の受診の検討
教育	・ 新規職員等への省エネ教育の実施の検討 ・ 児童、生徒への省エネ教育の実施
その他	・ 日よけ対策の実施 ・ 太陽光発電システムによる発電電力の自家使用の検討

つるつる温泉センター

主要設備	照明、空調、冷蔵冷凍設備、ボイラー
日常の取組	
照明	・ 不要時、不在時の消灯
空調	・ 設定温度の適正化 ・ 室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・ 室外機の日射遮蔽 ・ 不要時の停止 ・ カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・ 外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
冷蔵冷凍設備	・ 扉開放時間の短縮 ・ 設定温度の適正化 ・ 霜とり運転時間の短縮
ボイラー	・ 待機時間の短縮 ・ 給水予熱の熱交換機清掃 ・ バーナーの点火率向上 ・ バーナーチップの清掃/交換による燃料消費量の削減の検討
設備の改修・更新時の取組	
照明	・ LED 照明の導入 ・ 人感センサー照明の導入の検討
空調	・ 高効率機器への更新の検討 ・ 遮熱シート導入による窓の断熱化
冷蔵冷凍設備	・ 省エネ型冷蔵庫、冷凍庫への更新
ボイラー	・ 高効率ボイラーへの更新 ・ 温泉水の温度低下を抑制するための施設改修
その他	・ 変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・ 月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・ 省エネ診断の受診の検討
教育	・ 新規職員等への省エネ教育の実施の検討
その他	・ 日よけ対策の実施

保健・福祉施設（高齢福祉施設、障がい福祉施設、その他保健・福祉施設）

主要設備	照明、空調、給湯、ボイラー、事務機器等
日常の取組	
照明	・不要時、不在時の消灯 ・照度計測、照明の間引き
空調	・設定温度の適正化 ・室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・室外機の日射遮蔽 ・不要時、不在場所の停止 ・カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
ボイラー	・待機時間の短縮 ・ボイラー運転台数の効率化（低負荷時の停止） ・過熱器蒸気温度の低減 ・給水予熱の熱交換機清掃 ・バーナーの点火率向上 ・バーナーチップの清掃/交換による燃料消費量の削減の検討
事務機器等	・パソコン、プリンター等の不要時の電源 OFF ・台数、配置の効率化
設備の改修・更新時の取組	
照明	・LED 照明の導入 ・人感センサー照明の検討
空調	・高効率機器への更新の検討 ・室外機の吸込み温度低下（他空調の排気の影響を受けている場合） ・ファン、ポンプのインバータ化 ・全熱交換器の導入の検討 ・二重窓、遮熱シート導入による窓の断熱化 ・地中熱空調の導入の検討
給湯	・高効率給湯器導入の検討
ボイラー	・高効率ボイラー、エコキュート、バイオマスボイラーへの更新 ・発生ドレンの回収、再利用設備の導入の検討 ・蒸気配管の断熱 ・廃熱回収、再利用設備の導入の検討
事務機器等	・高効率機器への更新 ・台数、配置の効率化 ・調理用オープンの高効率機器への更新
その他	・変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・屋上、空地等への再生可能エネルギー設備の導入の検討 ・エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・省エネ診断の受診の検討
教育	・新規職員等への省エネ教育の実施の検討 ・利用者への省エネ対策の呼びかけ

（次ページに続く）

その他の取組	
その他	・ 予約管理方法の見直しによる施設利用の効率化 ・ 施設間の連携による施設利用の効率化（適正な広さの部屋の提供等） ・ 日よけ対策の実施

住民文化系施設（集会施設、やまびこホール）

主要設備	照明、空調、給湯、事務機器等
日常の取組	
照明	・ 不要時、不在時の消灯 ・ 照度計測、照明の間引き
空調	・ 設定温度の適正化 ・ 室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・ 室外機の日射遮蔽 ・ 不要時、不在場所の停止 ・ カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・ 外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
事務機器等	・ パソコン、プリンター等の不要時の電源 OFF ・ 台数、配置の効率化
設備の改修・更新時の取組	
照明	・ LED 照明の導入 ・ 人感センサー照明の導入の検討
空調	・ 高効率機器への更新の検討 ・ 室外機の吸込み温度低下（他空調の排気の影響を受けている場合） ・ ファン、ポンプのインバータ化 ・ 全熱交換器の導入の検討 ・ 二重窓、遮熱シート導入による窓の断熱化 ・ 地中熱空調の導入の検討
給湯	・ 高効率給湯器導入の検討
事務機器等	・ 高効率機器への更新 ・ 台数、配置の効率化
その他	・ 変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・ 屋上、空地等への再生可能エネルギー設備の導入の検討 ・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・ 月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・ 省エネ診断の受診の検討
教育	・ 新規職員等への省エネ教育の実施の検討 ・ 利用者への省エネ対策の呼びかけ
その他の取組	
その他	・ 予約管理方法の見直しによる施設利用の効率化 ・ 施設間の連携による施設利用の効率化（適正な広さの部屋の提供等） ・ 日よけ対策の実施

※集会施設においては、設備が異なるため表の中から実施可能な取組を行う。

産業関連施設（ひのでグリーンプラザ、日の出山荘、自然休養村さかな園、肝要の里等、観光・レクリエーション施設、農業関連施設、商工関係施設）

主要設備	照明、空調、給湯、事務機器等
日常の取組	
照明	・ 不要時、不在時の消灯 ・ 照度計測、照明の間引き
空調	・ 設定温度の適正化 ・ 室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・ 室外機の日射遮蔽 ・ 不要時、不在場所の停止 ・ カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・ 外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
事務機器等	・ パソコン、プリンター等の不要時の電源 OFF ・ 台数、配置の効率化
設備の改修・更新時の取組	
照明	・ LED 照明の導入 ・ 人感センサー照明の導入の検討
空調	・ 高効率機器への更新の検討 ・ 室外機の吸込み温度低下（他空調の排気の影響を受けている場合） ・ ファン、ポンプのインバータ化 ・ 全熱交換器の導入の検討 ・ 二重窓、遮熱シート導入による窓の断熱化 ・ 地中熱空調の導入の検討
給湯	・ 高効率給湯器導入の検討
事務機器等	・ 高効率機器への更新 ・ 台数、配置の効率化
その他	・ 変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・ 屋上、空地等への再生可能エネルギー設備の導入の検討 ・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・ 月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・ 省エネ診断の受診の検討
教育	・ 新規職員等への省エネ教育の実施の検討 ・ 利用者への省エネ対策の呼びかけ
その他の取組	
その他	・ 予約管理方法の見直しによる施設利用の効率化 ・ 施設間の連携による施設利用の効率化（適正な広さの部屋の提供等） ・ 日よけ対策の実施

※産業関連施設においては、施設毎に設備が異なるため、表の中から実施可能な取組を行う。

子育て支援施設（幼児・児童施設）

主要設備	照明、空調、給湯、事務機器等
日常の取組	
照明	・ 不要時、不在時の消灯 ・ 照度計測、照明の間引き
空調	・ 設定温度の適正化 ・ 室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・ 室外機の日射遮蔽 ・ 不要時、不在場所の停止 ・ カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・ 外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
事務機器等	・ パソコン、プリンター等の不要時の電源 OFF ・ 台数、配置の効率化
設備の改修・更新時の取組	
照明	・ LED 照明の導入 ・ 人感センサー照明の導入の検討
空調	・ 高効率機器への更新の検討 ・ 室外機の吸込み温度低下（他空調の排気の影響を受けている場合） ・ ファン、ポンプのインバータ化 ・ 全熱交換器の導入の検討 ・ 二重窓、遮熱シート導入による窓の断熱化 ・ 地中熱空調の導入の検討
給湯	・ 高効率給湯器導入の検討
事務機器等	・ 高効率機器への更新 ・ 台数、配置の効率化
その他	・ 変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・ 屋上、空地等への再生可能エネルギー設備の導入の検討 ・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・ 月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・ 省エネ診断の受診の検討
教育	・ 新規職員等への省エネ教育の実施の検討 ・ 利用者への省エネ対策の呼びかけ
その他の取組	
その他	・ 日よけ対策の実施

公園（野鳥の森自然公園管理施設、公園内建築物）

主要設備	照明、空調、給湯、事務機器
日常の取組	
照明	・ 不要時、不在時の消灯（窓口業務等の必要箇所は除く） ・ 照度計測、照明の間引き
空調	・ 設定温度の適正化 ・ 室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・ 室外機の日射遮蔽 ・ 不要時、不在場所の停止 ・ カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・ 外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
事務機器	・ パソコン、プリンター等の不要時の電源 OFF ・ 台数、配置の効率化
設備の改修・更新時の取組	
照明	・ LED 照明の導入 ・ 人感センサー照明の導入の検討
空調	・ 高効率機器への更新の検討 ・ 室外機の吸込み温度低下（他空調の排気の影響を受けている場合） ・ ファン、ポンプのインバータ化 ・ 全熱交換器の導入の検討 ・ 二重窓、遮熱シート導入による窓の断熱化 ・ 地中熱空調の導入の検討
給湯	・ 高効率給湯器導入の検討
事務機器	・ 高効率機器への更新 ・ 台数、配置の効率化
その他	・ 変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・ 屋上、空地等への再生可能エネルギー設備の導入の検討 ・ エネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討
その他の取組	
情報収集等	・ 月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握 ・ 省エネ診断の受診の検討
教育	・ 利用者への省エネ対策の呼びかけ
その他	・ 日よけ対策の実施 ・ 環境マネジメントシステムの導入による第三者認証の取得の検討 ・ 建て替え時は ZEB 認証等を取得する設計を検討

※施設毎に設備が異なるため、表の中から実施可能な取組を行う。

公営住宅

主要設備	照明（共有部分の街路灯）
日常の取組	・ 不要時の消灯
設備の改修・ 更新時の取組	・ LED 照明の導入
その他の取組	・ 月ごとの電気使用量の把握

道路（街路灯）

主要設備	照明（街路灯）
日常の取組	・ 不要時の消灯
設備の改修・ 更新時の取組	・ LED 照明の導入
その他の取組	・ 月ごとの電気使用量の把握

下水道

主要設備	マンホールポンプ
日常の取組	・ 定期的な点検、メンテナンス
設備の改修・ 更新時の取組	・ 省電力機器の導入の検討
その他の取組	・ 月ごとの電気使用量の把握

公園等（グラウンド・農園等）

主要設備	照明
日常の取組	・ 不要時、不在時の消灯
設備の改修・ 更新時の取組	・ LED 照明の導入
その他の取組	・ 月ごとの電気使用量の把握

学校給食センター（現施設）

主要設備	照明、空調、給湯、調理機器、冷蔵庫・冷凍庫、ボイラー
日常の取組	
照明	・不要時、不在時の消灯 ・照度計測、照明の間引き
空調	・室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・不要時、不在場所の停止 ・カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
調理機器	・無駄な予熱の削減 ・使用しないときは蓋をする ・（フライヤー）不要に油槽内を攪拌しない
冷蔵庫・冷凍庫	・扉開放時間の短縮 ・設定温度の適正化 ・霜とり運転時間の短縮
ボイラー	・バーナーチップの清掃/交換による燃料消費量の削減の検討 ・配管への断熱カバーの装着
設備の改修・更新時の取組	
照明	・LED 照明の導入 ・人感センサー照明の導入
空調	・高効率機器への更新 ・ファン、ポンプのインバータ化 ・全熱交換器の導入
調理機器	・省エネ型機器への更新
冷蔵庫・冷凍庫	・省エネ型冷蔵庫、冷凍庫への更新
ボイラー	・高効率ボイラーへの更新 ・蒸気配管の断熱
設備の改修・更新時の取組	
その他	・変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合 ・屋上への再生可能エネルギー設備の導入
その他の取組	
情報収集等	・月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握

学校給食センター（新施設）

主要設備	照明、空調、給湯、調理機器、冷蔵庫・冷凍庫、ボイラー
日常の取組	
照明	・ 不要時、不在時の消灯 ・ 照度計測、照明の間引き
空調	・ 設定温度の適正化 ・ 室内機フィルタ、室外機フィンの清掃 ・ 不要時、不在場所の停止 ・ カーテン、ブラインドによる日射の調整 ・ 外気導入量の削減（出入口のこまめな開け閉め、間仕切り等の設置）
調理機器	・ 無駄な予熱の削減 ・ 使用しないときは蓋をする ・ （フライヤー）不要に油槽内を攪拌しない
冷蔵庫・冷凍庫	・ 扉開放時間の短縮 ・ 設定温度の適正化 ・ 霜とり運転時間の短縮
ボイラー	・ バーナーチップの清掃/交換による燃料消費量の削減の検討 ・ 配管への断熱カバーの装着
設備の改修・更新時の取組	
空調	・ 高効率機器への更新の検討
調理機器	・ 省エネ型機器への更新
冷蔵庫・冷凍庫	・ 省エネ型冷蔵庫、冷凍庫への更新
ボイラー	・ 高効率ボイラーへの更新 ・ 蒸気配管の断熱
設備の改修・更新時の取組	
その他	・ 変圧器の高効率機器への更新、変圧器の統合
その他の取組	
情報収集等	・ 月ごとの電気使用量、燃料使用量の把握

日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）庁内検討会設置規程

令和6年8月9日

訓令第17号

（設置）

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、市町村は事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画を策定するものとされている。本町においても、事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等に必要な事項を協議又は調整をするため、日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を協議又は調整するものとする。

- (1) 日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定における協議事項の庁内調整に関すること。
- (2) 日の出町の事務・事業の実施に伴い排出される温室効果ガスの削減に必要な事項に関すること。
- (3) 日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実施状況の協議、進捗状況の評価及び実行計画の見直しに関すること。
- (4) その他、日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に関すること。

（構成員）

第3条 検討会は、次に掲げる委員をもって組織し、辞令の交付は行わない。

- (1) 企画財政課長、管財係長
- (2) 総務課長、庶務係長
- (3) 生活安全安心課長、防災・コミュニティ係長
- (4) 福祉課長、子育て支援係長、地域支援係長
- (5) いきいき健康課長、高齢支援係長

- (7) 建設課長、管理係長、工務係長
 - (8) 産業観光課長、商工観光係長、農林振興係長
 - (9) 学校教育課長、庶務係長
 - (10) 文化スポーツ課長、社会教育係長、スポーツ振興係長
 - (11) 学校給食センター所長、管理係長
- (会長及び副会長)

第4条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は生活安全安心課長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が必要と認めたときに招集し、これを主宰する。

- 2 検討会の会議において必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 検討会の設置期間は、目的達成の日までとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、生活安全安心課環境リサイクル係において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

第3条関係

日の出町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）庁内検討会名簿

令和6年10月10日現在

< 委員 >

	条文	役職	氏名
第1号	企画財政課長	課長	木崎 義通
	管財係長	係長	橋本 学
第2号	総務課長	課長	田中 安幸
	庶務係長	係長	在原 英司
第3号	生活安全安心課長	課長	野口 誠
	防災・コミュニティ係長	係長（交通防犯コミュニティ担当）	清水 晃
		係長（消防防災担当）	田中 智
第4号	福祉課長	課長	関谷 好史
	子育て支援係長	係長	鈴木 智美
	地域支援係長	係長	中野 光博
第5号	いきいき健康課長	課長	小澤 智
	高齢支援係長	係長	下野 祐未
第6号	まちづくり課長	課長	濱中 厚
	都市計画係長	課長（都市計画担当主幹事務取扱）	小山 利浩
	下水道係長	係長	三宅 豊
第7号	建設課長	課長	小池 康夫
	管理係長	課長事務取扱	
	工務係長	課長補佐	濱中 一之
第8号	産業観光課長	課長	原 祐一
	商工観光係長	係長	平井 康太
	農林振興係長	係長	秋山 克也
第9号	学校教育課長	課長	萩原 哲
	庶務係長	係長	清水 強
第10号	文化スポーツ課長	課長	坂井 岳
	社会教育係長	係長	鴨居 英博
	スポーツ振興係長	係長	宮田 明美
第11号	学校給食センター所長	課長	折笠 智美
	管理係長	係長（管理担当）	大和田 秀樹
		係長（給食センター準備推進担当）	牧野 健次

< 事務局 >

所属	役職	氏名
生活安全安心課 環境リサイクル係	係長	井村 はるか
	主任	青木 建人

